

【お知らせ】 経営事項審査における監理技術者講習の受講時期 の考え方について

令和4年8月15日に経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）が改正され、経営事項審査における監理技術者講習の受講時期についても改正建設業法施行規則（令和3年1月1日施行）に準拠することとなりました。

○経営事項審査の事務取扱いについての改正（令和4年8月15日施行）

改正前	I 2 (1) ロ① 建設業法第15条第2号イに該当する者(以下「一級技術者」という。)であつて、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの(同法第26条の4から第26条の6までの規定により 国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講したものに限る。
改正後	I 2 (1) ロ① 建設業法第15条第2号イに該当する者(以下「一級技術者」という。)であつて、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの(同法第26条の4から第26条の6までの規定により 国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日に属する年の翌年から起算して5年経過しないものに限る。

<問合せ先>

担 当：静岡県交通基盤部建設経済局建設業課許可班
所 在 地：静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁本館2階
T E L：054-221-3058
メ ー ル：kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp